

高松市ライフジャケット 貸出要領

1 目的

高松市内の各学校（園）及び団体が、プールや海、川などの活動を実施する際、参加する子どもたちが 安全に楽しく活動できるよう、高松市教育委員会が所有する子ども用ライフジャケット（以下「物品」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

貸出機関は高松市教育委員会とする。

物品の貸出・返却事務については、高松市教育委員会保健体育課が行う。

3 貸出物品

貸出物品は、下表のとおりとする。（令和7年4月5日現在）

No.	貸出物品	貸出数量	貸出条件（対象者）
1	アクアファン kids Sサイズ	19	身長目安：85～105cm
2	アクアファン kids Mサイズ	12	身長目安：105～125cm
3	アクアファン kids Lサイズ	29	身長目安：125～155cm
4	フリーダム kids Lサイズ	30	身長目安：125～155cm

4 貸出対象及び使用目的

- (1) 貸出対象：高松市立幼稚園、こども園、小学校及び中学校、
幼児、児童、生徒を引率・監督する高松市内の団体

(2) 使用目的

- 次のいずれかに該当すること。（ただし、小型船舶に乗船する場合を除く。）
- ア 幼児、児童、生徒に対し、県内のプールや海、川などでライフジャケットを着用し、安全に活動をするため。
 - イ 幼児、児童、生徒に対し、プールや海、川などのライフジャケット着用の重要性を教える安全教室などで使用するため。（ただし、県内で実施する場合に限る。）

5 貸出方法等

- (1) 物品の貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、実際に貸出物品の受取を希望する一週間前までに、高松市教育委員会保健体育課へ電話（087-839-2657）で貸し出しの仮予約を行う。仮予約受付後、貸出申請書（様式1）を高松市教育委員会保健体育課HPよりダウンロードし、記載の上、提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対して物品を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。
- ア 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - イ 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
 - ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、または与える活動に使用するおそれのあるとき。

工 物品を営利目的で使用するおそれのあるとき。

才 その他、貸出機関が物品の貸出について不適当であると認めるとき。

- (3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から物品を直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任をもって速やかに貸出機関へ返却するものとする。
貸出及び返却は、平日9時から17時までの間に行う。
- (4) 貸出機関は借受者に対して、申請書の写しを渡し、使用マニュアルの説明を行うものとする。
- (5) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

7 貸出料

貸出料は、無料とする。

8 損害賠償

借受者の故意又は不注意等により物品を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

9 貸出機関等の責任

物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。

10 その他

- (1) 借受者は、物品の使用について、別添の「ライフジャケット使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。
- (2) その他の事項については、貸出機関と協議すること。

11 施行期間

この要領は、令和5年4月25日から施行する。

別添 ライフジャケット使用に関する留意事項

- 1 借受者は、物品を使用する際は正しく装着するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行うこと。
- 2 物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。
- 3 使用中に物品が破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関あて報告を行うこと。物品の破損、紛失等については、借受者がその責任を負うこと。
- 4 活動終了後は以下の作業を行うこと。
 - (1) 物品を洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させること。
 - (2) 物品の数や異常の有無を確認した上で返却を行うこと。
- 5 借受者は、第三者に転貸してはいけない。